

社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会
会員会費徴収規程

第1条 社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会定款第6章に規定する会員については、この規程の定めるところによる。

第2条 会員とは、沖縄市市内に居住する者及び本会の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 賛助会員（民生委員、議員、理事、評議員、学識経験者及びその他の個人）
- (3) 特別会員（篤志家、会社、団体等）

第4条 会長は、会員に会員証を交付しなければならない。

第5条 会長は、会員に対して次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業の報告
- (2) 会の発刊し、又は発行する機関紙及びパンフレット、チラシ等の配布
- (3) 会の発刊する社会福祉関係資料及びその他の資料の配布
- (4) 会の実施する各種調査の結果報告
- (5) 会の実施する大会、講演会、研修会等への参加案内

第6条 会員の会費額は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 一世帯当たり 年額 500円
- (2) 賛助会員 一人当たり 年額 1,000円
- (3) 特別会員 一口当たり 年額 10,000円以上

第7条 会員は、その年度も会費を年度内に納付しなければならない。

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附則（平成8年4月1日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。